

令和2年度税制改正に関する提言

令和元年 11月 13日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
消費税・地方消費税 10%段階に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置において生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方財政計画全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。
また、臨時財政対策債については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

個別項目について

- 1 東日本大震災における被災者の生活再建支援や被災地の雇用機会の確保等のための税制上の特例措置を復興・創生期間後も継続するとともに、それに伴い生じる地方税の減収については補填措置を講ずること。
- 2 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 3 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 4 今後、中長期的な視点に立って検討を行うとされている自動車関係諸税については、地方におけるインフラ老朽化対策等の貴重な財源であることを十分に踏まえ、地方財政に影響を与えないよう留意して検討すること。
- 5 基地交付金等の所要額を確保すること。

- 6 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 7 森林環境譲与税については、国、都道府県及び市町村の森林整備等に係る役割分担や市町村の事業実施体制の確保等に関し、必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組を行うこと。